

第5回 「(仮称) 長浜市手話言語条例」を検討する懇談会 会議概要

日 時：令和4年12月26日(月) 10:00～10:57

場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム4

出席者：【委員】志藤委員(座長)、松本委員(副座長)、石川委員、前田委員、
新村委員、澤委員、山田委員

【健康福祉部】鶴飼部長、宮川次長

【しょうがい福祉課(事務局)】中上、真壁、松田

欠席者：なし

1 開会(挨拶)

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2 議題

(1) 会議の公開について

原則通り公開することに決定された。

(2) パブリックコメントの結果について

資料1により事務局から説明があった。

(3) 今後のスケジュールについて

資料2、参考資料2により事務局から説明があった。

議題(3)について、委員からの主な意見等は次のとおり。

(座長)

条例施行後、まずは広報・啓発に取り組んでいくとのことですが、広報紙やホームページで単純に、「条例を制定しました」という内容を掲載するだけでは、様々な情報や案内に埋もれてしまうのではないかと思います。

例えば、デジタルサイネージや窓口担当部署で指文字を利用する等の目に付くところで関心を引く、条例自体が難しい言葉が多いのでわかりやすい文章版を作成する等、工夫していく必要があると思います。

これまで検討を重ねてきて、条例の内容は深みを増してきたと思いますので、施行後の施策にも期待したいところです。

(委員)

現状、教育分野への働きかけについては、カリキュラムに組み込むといったことは難しいと思いますが、子どもの頃に手話に触れる、手話という言語があると認識

する機会を作るといところから取り組んでもらいたいと思います。また、ろう児や難聴児に対する手話の獲得又は習得に関する取り組みについても、推進方針に明文化して取り組む必要があると思います。

(座長)

聴覚スクリーニング検査により、聴覚しょうがいの発見、医療的な処置は行われますが、手話やろう者の生活を具体的にイメージできるほどの情報は提供されていないと感じています。実際に選択されるかは別の問題ですが、必要な情報が適切に得られることは、戸惑われている親御さんの安心につながると思います。手話の普及や啓発については、こうした点も含めて周知の仕方を検討する必要があると思います。

(委員)

意思疎通支援者に関する施策ですが、手話通訳者やサークル関係者等の手話に関わっておられる人から、入門講座や基礎講座の内容がしっかりしていないので、手話奉仕員の養成がうまくいかないのではないかと心配している、という声を聞くことがあります。入門講座、基礎講座を経て奉仕員養成講座を受講した際、内容のギャップが大きく大変であったという話も聞くので、問題点があれば把握して改善する必要があると思います。

(座長)

色々と課題はあると思いますが、個人的には、課題の解決だけではなく、人とコミュニケーションが取れると楽しい、といったポジティブな感情を手話に乗せることができればいいと思います。

3 閉会（連絡事項の伝達、挨拶）

事務局から連絡事項の伝達

- ・ 条例案の修正、パブリックコメントに対する回答の修正はないため、懇談会は今回が最後の予定です。
- ・ 令和5年4月の施行に向けて手続きを進めていきますが、ご意見をうかがう場合もありますので、その際はご協力をよろしくお願いします。

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。